

地域医療支援病院の名称承認要件の認定について		
開設者	一般社団法人呉市医師会（会長 玉木 正治）	
開設者の事務所所在地	呉市朝日町 15 番 24 号	
病院の名称	呉市医師会病院	
病院の所在地	呉市朝日町 15 番 24 号	
管理者の氏名	中塚 博文	
病床数	一般病床 207 床 ⇒ 198 床（令和2年10月1日予定）	
診療科目	内科，外科，肛門外科，整形外科，大腸外科，小児科，皮膚科，泌尿器科，婦人科，眼科，耳鼻咽喉科，リハビリテーション科，放射線科	
地元の状況	呉地域医療構想調整会議において審議済	
承認年月日	平成11年11月17日	
承認要件への該当状況（令和元年度実績）		
承認要件	内容	適否
①開設者	国，都道府県，市町村，公的医療機関，医療法人， <b>一般社団法人</b> ，一般財団法人，学校法人，社会福祉法人，独立行政法人労働者健康安全機構，エイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院で健康保険法第63条第3項第1号の指定又は同法第86条第1項第1号の承認を受けており，地域における医療の確保のために必要な支援について相当の実績を有する病院の開設者	適 ・一般社団法人（呉市医師会）
②他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供	(i) 紹介率80%以上 (ii) 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上 (iii) 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上	適 ・(i)～(iii) 全てに該当 紹介率：93.9% 逆紹介率：98.0%
③病床，高額医療機器等の共同利用の実施	・当該病院の施設・設備を地域の医師又は歯科医師に開放 ・当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上	適 ・施設及び設備は全て開設者と直接関係のない医療機関の利用 ・共同利用の規程 整備済 ・利用医療機関登録制度 有 令和2年3月末現在 196 医療機関登録

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同利用に関する情報の提供等連絡・調整</li> <li>・共同利用のための専用の病床確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同利用の範囲 医療機器，開放病床</li> <li>・常時共同利用可能な病床数 207床 ※病院の総病床数減床に伴い，198床に変更予定</li> </ul>
<p>④救急医療の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間体制で対応できる医師等医療従事者の確保</li> <li>・重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床の確保</li> <li>・24時間使用可能な重症救急患者に必要な検査，治療を行うために必要な診療施設（診察室，処置室，検査室等）及び体制の確保</li> <li>・<u>次の救急搬送患者の受入要件のいずれかを満たすこと</u></li> <li>・(i) <u>救急搬送患者数/救急医療圏</u> <math>\text{人口} \times 1,000 \geq 2</math></li> <li>・(ii) <u>当該病院における年間の救急搬送患者受入数</u> <math>\geq 1,000</math></li> </ul> <p>↓ (満たさない場合)</p> <p>「承認要件を充足するための年次計画」を策定し，2年程度の間計画内容が充足されない場合は，医療審議会の意見を聴いた上で承認の取扱いを決定すること。</p> <p>※救急搬送患者の受入要件は，平成26年4月から新設されたもの</p> <p>◎厚生労働省見解（平成31年3月28日） 「二次医療圏の医療計画を踏まえ，救急医療体制の確保の観点から承認を与えることが適当であると認めた場合は，承認することができる。」 ⇒広島県保健医療計画への記載要。</p>	<p>適（第7次広島県保健医療計画へ記載予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間体制確保済</li> <li>・優先的に使用できる病床 2床</li> <li>・24時間使用可能な診療施設（集中治療室）及び体制確保済</li> </ul> <p>●救急搬送患者受入要件</p> <p>(i) <math>77 \div 244,434 \times 1,000 = 0.32 &lt; 2</math></p> <p>(ii) <math>77 &lt; 1,000</math></p> <p>いずれも充足せず</p> <p>↓ (呉市医師会の場合)</p> <p>「救急搬送患者受入要件」を満たさないため，名称取り消しについて審議。（平成30年度第1回広島県医療審議会（平成30年11月15日開催））</p> <p>↓</p> <p>呉地域保健対策協議会（令和2年2月26日開催）において，呉市医師会病院が実施する救急医療の内容等を第7次広島県保健医療計画へ記載することについて承認。</p> <p>↓</p> <p>第7次広島県保健医療計画へ記載された時点で「適」となる。</p>
<p>⑤地域の医療従事者の資質の向上のための研修を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な図書等の整備</li> <li>・研修を定期的に行う体制の整備</li> <li>・研修プログラムの作成</li> <li>・病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会の設置</li> <li>・研修のための施設・設備を有していること</li> <li>・年間12回以上の研修（当該病院以外の地域の医療従事者が含まれ，医師以外の医療従事者を対象としたものが含まれていること）を主催</li> </ul>	<p>適</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書室あり（蔵書数：約800冊）</li> <li>・研修体制整備済</li> <li>・研修プログラム作成済</li> <li>・教育責任者及び研修委員会設置済</li> <li>・研修室あり</li> <li>・研修実績 参加者：748名（計48回） （うち院外者：218名）</li> </ul>

⑥原則 200 床以上	都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要と認めたときは、200 床未満でも可能	<b>適</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般病床：207 床を 198 床に変更（令和 2 年 10 月 1 日予定）</li> <li>・呉地域医療構想調整会議において審議され、病床数 200 床を下回ったとしても、地域医療支援病院として、地域に必要な病院である旨の意見書が令和 2 年 8 月 18 日付けで提出されている。</li> </ul>
⑦必要な要件を満たした構造設備	一般の病院の施設設備に加え、集中治療室、化学・細菌・病理の検査室、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車、医薬品情報管理室	<b>適</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備整備済</li> </ul>
⑧諸記録の管理及び閲覧	諸記録の管理及び閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧場所を定めること	<b>適</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者、担当者及び閲覧場所を定め、適切に実施</li> </ul>
⑨委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員は、当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成（当該病院関係者以外の者が大半を占めること）</li> <li>・委員会は、最低四半期に 1 回程度開催すること</li> </ul>	<b>適</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域医療支援病院審議委員会」を設置</li> <li>・委員：6 名（うち院外者：4 名）</li> <li>・4（回／年）開催</li> </ul>
⑩患者に対する相談体制の確保	病院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者及び家族等からの苦情、相談に応じられる体制を確保すること	<b>適</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口及び面談室を設置し、担当者による相談対応を実施</li> <li>・患者相談件数：821 件</li> </ul>

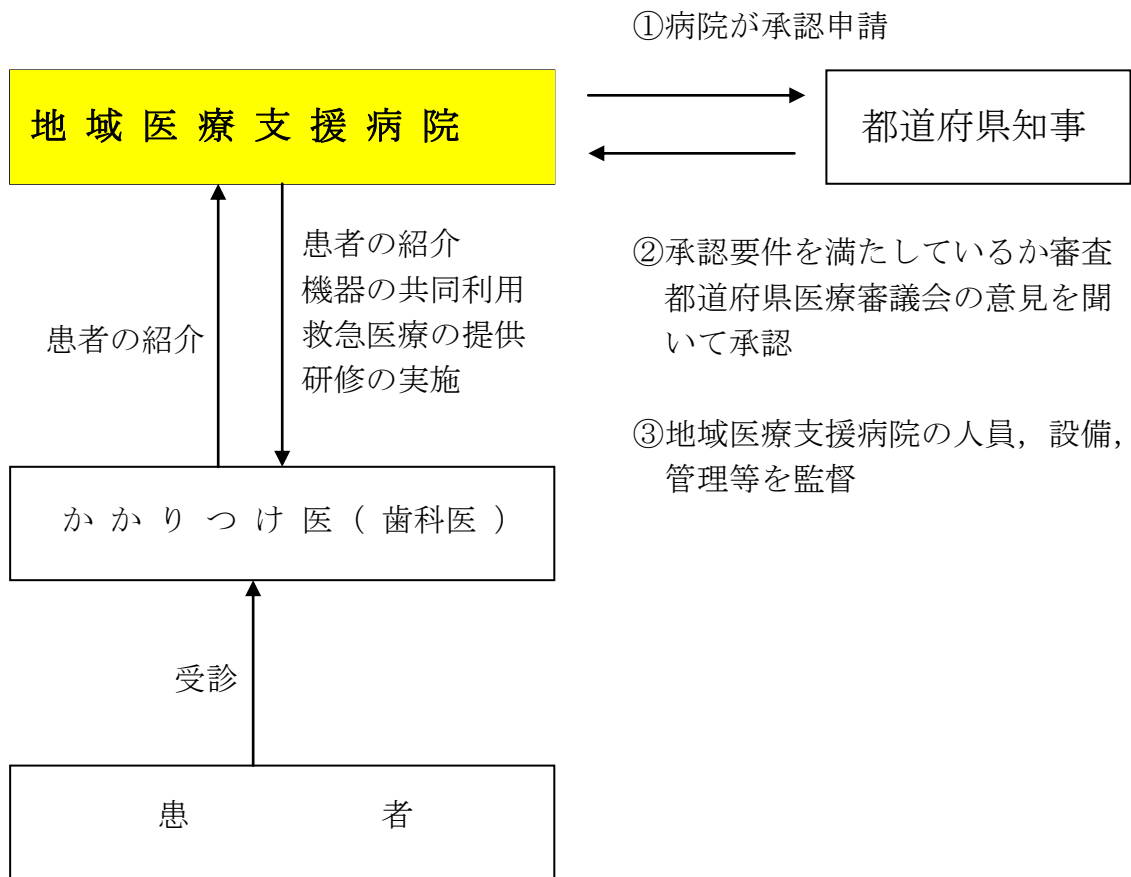
# 地域医療支援病院について

## 1 制度の趣旨

地域医療の充実を図り，効率的な医療提供体制を確立する上で，医療機関相互の適切な機能分担を図るとともに，その機能連携を進めることが重要である。

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から，かかりつけ医，かかりつけ歯科医等が第一線の地域医療を担い，これらへの支援を通じて地域医療の確保を図る病院として地域医療支援病院を医療法上位置づける。

## 2 制度の仕組み



### 【「救急医療の提供」に係る承認要件を満たさなくなった場合】

- ・ 承認要件を充足するための年次計画（2年程度の期間）を策定
- ↓
- ・ 計画期間満了後も承認要件が充足されない場合，都道府県医療審議会の意見を聴いた上で，承認の取扱いを決定

### 3 地域医療支援病院の主な承認要件

- ① 他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供及び他の医療機関への患者の紹介
- ② 病床，高額医療機器等の共同利用
- ③ **救急医療の提供**
- ④ 地域の医療従事者の資質向上のための研修を実施
- ⑤ 原則200床以上
- ⑥ 必要な要件を満たした構造設備を有する

### 4 地域医療支援病院の実施すべき事項

- ① 他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供
- ② 地域の医師等による病床や高額医療機器等の共同利用の実施
- ③ **救急医療の提供**
- ④ 地域の医療従事者の資質の向上のための研修を実施
- ⑤ 診療に関する諸記録等の体系的な管理
- ⑥ 患者を紹介しようとする他の医療機関の医師等に対する情報提供
- ⑦ その他厚生労働省令で定める事項
- ⑧ 在宅医療の提供の推進に関し必要な支援
  - ・在宅医療の提供者間の連携の緊密化のための支援
  - ・患者又は地域の医療提供施設に対する在宅医療の提供者に関する情報提供等

### 5 紹介患者に対する医療提供の基本的考え方

(1) 地域医療支援病院の主な機能として位置づけられている「紹介患者に対する医療提供」については、以下のような事項を管理者の責務として、医療法施行規則に規定されている。

- ①原則として、他の病院又は診療所から紹介された患者に対して医療を提供すること
- ②必要な医療を提供した紹介患者に対し、その病状に応じて、当該紹介を行った医療機関その他の適切な医療機関を紹介し、その後の医療を確保すること

(2) 紹介率等の設定についての考え方

「原則として、他の病院または診療所から紹介された患者に対する医療を提供すること」については、その適正な運用を確保するため、通知において次のいずれかに該当するように、紹介率等の基準が設定されている。

- ア 紹介率80%以上
- イ 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上
- ウ 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上

## 地域医療支援病院 一覧

R2.9.4現在

二次医療圏域	病院数	病院名	所在地	承認年月日
広島	6	広島赤十字・原爆病院	広島市中区千田町一丁目9番6号	H19.8.27
		県立広島病院	広島市南区宇品神田一丁目5番54号	H19.8.27
		広島市立広島市民病院	広島市中区基町7番33号	H20.9.11
		広島市立安佐市民病院	広島市安佐北区可部南二丁目1番1号	H20.9.11
		国家公務員共済組合連合会広島記念病院	広島市中区本川町一丁目4番3号	H21.2.13
		医療法人JR広島病院	広島市東区二葉の里三丁目1番36号	R2.3.26
広島西	2	厚生連広島総合病院	廿日市市地御前一丁目3番3号	H16.8.12
		独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	大竹市玖波四丁目1番1号	H23.8.26
呉	4	呉市医師会病院	呉市朝日町15番24号	H11.11.17
		独立行政法人国立病院機構呉医療センター	呉市青山町3番1号	H19.8.27
		独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	呉市広多賀谷一丁目5番1号	H20.9.11
		国家公務員共済組合連合会呉共済病院	呉市西中央二丁目3番28号	H21.8.12
広島中央	1	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	東広島市西条町寺家513	H21.8.12
尾三	3	三原市医師会病院	三原市宮浦一丁目15番1号	H11.11.17
		尾道市立市民病院	尾道市新高山三丁目1170番地177	H20.1.30
		厚生連尾道総合病院	尾道市平原一丁目10番23号	H23.4.27
福山・府中	3	独立行政法人国立病院機構福山医療センター	福山市沖野上町四丁目14番17号	H18.8.31
		福山市民病院	福山市蔵王町五丁目23番1号	H21.8.12
		公立学校共済組合中国中央病院	福山市御幸町大字上岩成148番13	H30.3.26
備北	1	市立三次中央病院	三次市東酒屋町531番地	H23.8.29
合計	20			